

日本労働年鑑 1951年版(第23集)

The Labour Year Book of Japan 1951

第一部 労働者状態

第四編 賃金と労働条件

第一章 賃金

第五節 定期給与と臨時給与

毎月勤労統計調査によつて、全工業常用労務者一カ月平均現金給与を、定期給与と臨時給与に区分し、臨時給与の給与総額中に占める比率を月別にみれば、つぎのとおりである(第74表)。

すなわち、一九四八年平均一〇・六%に対し、一九四九年平均は五・五%と、ほぼ半減している。そして、のちにのべるような理由から、それぞれ三、六、一二月の三ヵ月を徐いた年平均をとつてみると、一九四九年は前年にくらべ、臨時給与の給与総額中に占める比率が二分の一以下になっている。

この傾向は全工業常用職員についても指摘することができる(第75表)。

すなわち全工業常用職員の方が労務者よりやや臨時給与の占める比率が高いが、傾向的には、まったく変りがない。そうして、三、六、一二月をのぞいた年平均では、労務者の場合と、その比率がほとんど等しいのである。

一九四八年の臨時給与の比率が高かつたのは、給与改訂の遡及払や暫定内払あるいは一時的な生活補給金の多かつたことを意味している。

これに対し、一九四九年におけるその顕著な減少傾向(電気・石炭などは例外)は、前年にみられたような臨時給与が姿を消し、支払われるとしても定期給与としての性格を濃くしてきたためである

このことは、食料品工業、窯業、土石工業、銀行信託業など好況産業部門に臨時給与の支払が多く、かつ、季節的にみて三、六、一二月などの時期にみられたことからあきらかである。なお、職員については、すでに一九四八年からこの傾向のあつたことは、前述のとおりである。

日本労働年鑑 第23集/1951年版

発行 1951年1月1日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年2月15日公開開始